

【京都府】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>気象に関する特別警報については、過去の気象事例や地域特性等を考慮の上、累加雨量等の具体的な数値を基礎とした一定の基準を示されたい。また、基準を示すことが困難な場合にあっては、従来の警報以上の状態になると予想された場合には特別警報が発表されるものという住民感覚に合った運用をされたい。</p>	<p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。</p>
<p>広報体制の準備の必要性から、発表の可能性があると思込まれる状況においては、自治体への事前の伝達についても検討されたい。</p>	<p>可能な場合は、事前に特別警報発表の可能性について記者会見や気象情報等において言及していく予定です。台風が来襲する場合等は事前の言及も可能な場合が多いと考えていますが、短時間で大量に降るような豪雨では、特別警報の発表に至るかどうかについて事前に情報提供することが困難な場合もあることにもご留意ください。</p>
<p>気象予警報と避難情報の関係を気象庁において整理されたい。(例：特別警報の発表に際しては避難勧告を、警報の発表に際しては避難準備情報を行う等のルール化)</p>	<p>特別警報が対象とする現象はどのようなものなのか、また、発表判断に用いる客観的な指標など、詳細について今後資料を作成し気象庁ホームページ等において公表する予定です。各市町村における避難に関する情報の発表判断においてどのように特別警報を活用していくかの検討の参考にしてください。また、当該検討にあたっては、適宜、地元気象台にご相談いただければ、より丁寧な解説等、可能な限りの協力をさせていただきます。</p>
<p>特別警報の運用開始により、従来の警報に対する危機感が相対的に低下することが懸念されるため、国民に対し特別警報の位置付けを十分周知されたい。</p>	<p>警報は、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報ですが、「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。気象庁ホームページやリーフレットで、これまでの警報・注意報に変更がない旨記載しているように、特別警報の広報では、警報・注意報の軽視につながらないよう配慮いたします。特別警報の広報を通じて、警報・注意報が発表された段階から、早めの行動が必要であることを周知してまいります。</p>
<p>市町村においては、住民への伝達が義務付けられることとなるが、国においても効果的な周知の方法について検討されたい。</p>	<p>市町村への伝達や住民への周知の措置の手段は、地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域に係る防災に関する計画を作成し、実施する責務を有する都道府県及び市町村によりすでに整備されており、これを有効に活用するのが最善と考えております。 市町村等による伝達のみならず、気象庁に対しても自ら周知の措置をとることを義務付けており、気象庁ホームページを通じた情報提供のほか、例えば緊急速報メールで特別警報を伝えていただけるよう、携帯電話事業者等と調整を行っているところです。 さらには、これまでも増して、特別警報の発表時には記者会見を行うなど、報道機関の協力を得て、重大な災害の危険性を住民に分かりやすく伝えることを予定しています。</p>
<p>緊急地震速報における震度の誤差の改善に努められたい</p>	<p>ご指摘の通り、予測精度はまだ十分でないところもあり、引き続き、精度向上に努めて参ります。</p>